

一般社団法人日本がん相談研究会 定 款

平成27年10月4日 作 成
令和1年12月14日 変 更

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本がん相談研究会と称する。なお英語表記をJapanese Society of Information and Support in Cancerとし、略称をJSISCとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人はがん相談に関する研究、教育及び実践の発展と向上に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的とし、次の事業を行う。

1. がん専門相談員及び認定がん専門相談員を対象とした研修会、セミナー等の企画、運営及び管理
2. がん相談に関する研修会、セミナー、相談会等の企画、運営及び管理
3. がん相談に関する調査及び研究
4. がん相談に関するコンサルティング業務
5. がん相談に係る各種機関との交流
6. がん相談に関するアドバイザーの育成・教育
7. がん相談に関する書籍等、出版物の企画、出版及び販売
8. その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会 員

(法人の構成員)

第4条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- 1 正会員:この法人の目的に賛同し、がん相談の研究、教育および実践に携わり、医療・福祉・心理等の資格を有する者で、理事会の承認を得た個人。
- 2 準会員:この法人の目的に賛同し、がん相談の研究、教育および実践に携わり、医療・福祉・心理等の資格を有しない者で、理事会の承認を得た個人。

(入 会)

第5条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書に

より申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は準会員となる。

(会 費)

第6条 正会員及び準会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1 第6条の義務を継続して2年以上履行しなかったとき。
- 2 総正会員が同意したとき。
- 3 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることができない。

- ② 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品を返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 不可欠特定財産の処分の承認
- 8 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 1 会員の除名
 - 2 監事の解任
 - 3 定款の変更
 - 4 解散
 - 5 不可欠特定財産の処分
 - 6 その他法令で定められた事項
- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠 に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第19条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- ② 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上10名以内
 - 2 監事 3名以内
- ② 理事のうち1名を代表理事とする。
- ③ 代表理事以外の理事のうち5名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ③ 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- ④ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- ⑤ 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定める者を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- ③ 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 4 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- 5 規則の制定、変更及び廃止
- 6 正会員及び準会員の入会の可否の決定

- ② 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 1 重要な財産の処分及び譲受け
- 2 多額の借財
- 3 重要な使用人の選任及び解任
- 4 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 5 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第30条 通常理事会は、毎年定期的に、年2回開催する。

- ② 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 1 代表理事が必要と認めたとき。
- 2 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- 3 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が召集したとき。
- 4 監事から、一般社団法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に召集の請求があったとき。
- 5 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求した監事が召集したとき。

(招 集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第5号により監事が招集する場合を除く。

- ② 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする 臨時理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれにあたる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意 の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定める者のほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり当年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 5 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 6 財産目録

- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- ③ 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 1 監査報告
- 2 理事及び監事の名簿
- 3 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

- ② この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- ② 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- ③ 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- ② 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- ③ 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- ④ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

② 情報公開に関し必要な事項は、理事会により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

② 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第12章 附 則

(定款に定めのない事項)

第52条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

付記

令和 1年12月14日第5回総会において、第1章第1条(名称)及び第6章第38条(事業年度)を変更することとする。